

児童福祉施設等の指導監査における指摘事例

〔会計処理の適正化〕

※法令等略語

会計基準省令

- ・・・「社会福祉法人会計基準」（平 28.3.31 厚生労働省令第 79 号）

運用上の取扱い

- ・・・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平 28.3.31 雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」

留意事項

- ・・・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平 28.3.31 雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長通知）別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」

入札契約等取扱通知

- ・・・「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平 12.2.17 社援施発 7 厚生省課長通知）

保育所委託費通知

- ・・・「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平 27.9.3 府子本 254・雇児発 0903 第 6 内閣府・厚生労働省局長通知）

○ 法人の経理規程が会計処理の実態に即していない

（主な項目）

- ・経理規程の本文に規定されている「別表」、「別紙」が具備されていない。
- ・新たに拠点区分又はサービス区分を設定した際に、経理規程を改正していない。

根拠・参考：会計基準省令

指導：実態に合わせて経理規程を改正すること。

別添資料を整備し、経理規程と併せて備え付けること。

○ 会計における内部の相互牽制体制が不十分である。

(主な項目)

- ・会計関係の権限委任状態が規程や辞令などにより明確化されていない。
- ・理事長が契約について職員に委任する場合の委任の範囲が明確化されていない。

根拠・参考：入札契約等取扱通知

指導：会計経理の権限については、法人及び施設の運営を左右する重要なものであることから、内部牽制組織を確立するとともに責任の範囲・権限について明確化すること。

○ 予算計上を伴わない執行や予算額を超過した執行がある。

(主な項目)

- ・予算計上がないにもかかわらず執行をしている。
- ・大区分の勘定科目において予算額を超過して執行している。

根拠・参考：法人経理規程

指導：予算は理事会又は評議員会で議決された内容であり、経理規程で流用を認められた範囲を超えた予算超過執行は問題があるので、適正な見積もりに留意するとともに、予算額を超過する場合には補正予算を編成し、理事会又は評議員会に諮ってから執行すること。

○ 月次試算表の作成・提出・確認が適切に行われていない。

(主な項目)

- ・月次試算表が作成されていない。月ごとに作成されていない。
- ・月次試算表を理事長が確認しているか不明瞭

根拠・参考：法人経理規程

指導：月次試算表は予算の執行管理に関する重要な書類なので、毎月理事長への報告を行い、予算の執行状況や施設の運営状況の把握に努めること。

○ 現金の取扱いが経理規程などに即しておらず、不適切である。

(主な項目)

- ・収納した現金を金融機関に預け入れせずに直接支出に充てている。
- ・収納した現金を経理規程で定める期間を超過して施設内に保管している。
- ・経理規程で定める小口現金限度額を超過して現金を保有している。

根拠・参考：法人経理規程

指導：会計の透明性の確保や防犯上の観点から、現金の取扱いについては経理規程などに基づき高額を保有しないなど適切に行うこと。

○ 経理規程などに従った契約事務の執行が行われていない。

(主な項目)

- ・金額の大きな契約を入札によらず、随意契約により事務を執行している。

根拠・参考：入札契約等取扱通知，法人経理規程

指導：社会福祉法人としての公益性に鑑み，公平性や透明性を確保できるよう経理規程や関係通知に従って適切に契約事務を執行すること。

○ 寄付金の取扱いが不適切である。

(主な項目)

- ・寄付金を寄付者の意図と異なる経理区分・使途等で受け入れている。
- ・寄付者の趣旨等を明記した寄付申込書の提出を受けていない。
- ・寄付受入の際に，相手方に領収書を発行し，控えを保管していない。

根拠・参考：留意事項，法人経理規程

指導：寄付金の受け入れに際しては，経理規程や関係通知に従い，寄付の目的を記載した寄付申込書を収受するとともに，寄附相手方に対しては領収書を発行するなど適切な事務処理を行うこと。

また，寄付金収益明細書を作成し，寄付者，寄付目的，寄付金額等を記載すること。

○ 不適切な収入・支出行為を行っている。

(主な項目)

- ・一時的な立替払いを含む，対象外の経費に対する支出がある。
- ・委託費から保育に直接関係ない支出を行っている。
- ・委託費で負担すべき経費を利用者に負担させている。

根拠・参考：保育所委託費通知

指導：社会福祉法人としての公益性に鑑み，また，委託費については保育に直接関わるものに対して支給されている点に留意し，適切に収入・支出に係る事務を執行すること。

○ 会計処理にあたり，誤謬や不適切な処理などがある。

(主な項目)

- ・計上漏れがあり，領収書などの証憑類と不整合が生じている。
- ・領収書などの証憑類の保管に漏れがある，または金額の内訳が不明なものがある。
- ・法人本部で負担すべき費用を施設会計に計上するなど経理区分を誤って会計処理をしている。
- ・勘定科目を誤って使用している。

根拠・参考：会計基準省令，留意事項，法人経理規程

指導：経理規程や関係通知あるいは会計処理の原則に従い、適切な会計処理を行うこと。

- 決算書類等に不備や不整合がある。

(主な項目)

- ・収支計算書や貸借対照表などの計算書類間に不整合が生じている。
- ・決算関係書類と預貯金残高などの現金預金有高に不整合がある。
- ・附属明細書を未作成、または内容に不備がある。
- ・計算書類に対する注記を未作成、または内容に不備がある。

根拠・参考：会計基準省令

指導：社会福祉法人の経営状態が把握できるよう、関係通知等で求められている内容を備えた決算書を作成し、適切な決算を行うこと。

- 固定資産の計上処理や減価償却の処理が不適切である。

(主な項目)

- ・固定資産に該当する物品を固定資産計上していない。
- ・固定資産減価償却の処理方法が経理規程の定めと異なっている。
- ・無形固定資産の減価償却処理方法が誤っている。
- ・国庫補助金等特別積立金の計上漏れや処理方法の誤りなどがある。

根拠・参考：会計基準省令、留意事項、法人経理規程

指導：社会福祉法人の経営状態が把握できるよう、関係通知等で求められている内容を備えた決算書を作成し、適切な決算を行うこと。

- 委託費の経理等の取扱いが、「保育所委託費通知」に掲げる各事項に即していない。

(主な項目)

- ・前期末支払資金残高を規定以上に取り崩す際に、「保育所委託費通知」の定める手続きを踏んでいない。
- ・積立預金の目的外使用にあたり、「保育所委託費通知」の定める手続きを踏んでいない。
- ・当期末支払資金残高が、委託費収入の30%を超えて保有されている。
- ・「保育所委託費通知」の掲げる諸条件を満たすことなく委託費の弾力運用を行っている。
- ・委託費の同一法人内における各施設拠点区分や本部拠点区分等への資金の貸付について、当該年度を超えて行っている。

根拠・参考：保育所委託費通知

指導：理事会の事前承認や、所轄庁との事前協議など「保育所委託費通知」が要求する手続き措置を講ずるとともに、同通知の趣旨を念頭に置いた適切な保育所運営の実施に留意すること。